佐賀県規則第20号

佐賀県療育支援センター管理規則の一部を改正する規則 佐賀県療育支援センター管理規則(平成21年佐賀県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(利用定員)

第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援(治療を除く。以下「入所支援」という。)を 受ける者 40人

改正前

(2) 略

(利用者)

第9条 略

- 2 略
- 3 児童福祉法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援 (以下「保育所等訪問支援」という。)を受けることができる者は、 保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条 の6の規定による措置を受けた者とする。
- 4 児童福祉法<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援 (以下「障害児相談支援」という。)を受けることができる者は、 同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。

(利用承認)

第10条 略

2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の 入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入 所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法<u>第24条の24第</u> 1項の規定により障害児入所給付費等を支給することができるこ 改正後

(利用定員)

第8条 センターの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する障害児入所支援(治療を除く。以下「入所支援」という。)を受ける者 30人
- (2) 略

(利用者)

第9条 略

2 略

- 3 児童福祉法<u>第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援 (以下「保育所等訪問支援」という。)を受けることができる者は、 保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けた者又は同法第21条 の6の規定による措置を受けた者とする。
- 4 児童福祉法<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援 (以下「障害児相談支援」という。)を受けることができる者は、 同法第24条の26第1項各号に規定する者とする。

(利用承認)

第10条 略

2 入所支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の 入所給付決定保護者(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入 所給付決定保護者をいう。)又は加齢児(児童福祉法<u>第24条の24第</u> 1項及び第2項の規定により障害児入所給付費等を支給すること

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| ととされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に 児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された入所受給者 証を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければ ならない。 | ができることとされた者をいう。)は、入所支援利用申込書(様式第2号)に児童福祉法第24条の3第6項の規定により交付された 入所受給者証を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。 |
| 3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法 <u>第6条の2の2第9項</u> に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。 | 3 児童発達支援を受けるため、センターを利用しようとする障害児の通所給付決定保護者(児童福祉法 <u>第6条の2の2第8項</u> に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)は、児童発達支援利用申込書(様式第3号)に児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により交付された通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を添えて、これを所長に提出し、所長等の承認を受けなければならない。 |
| 4・5 略 | 4・5 略 |
| 附 則 | |

この規則は、令和6年4月1日から施行する。